

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて、お客さまをはじめ、株主さま、社会、従業員など全てのステークホルダーの価値をともに高める、グループ経営理念「価値創造の経営」にもとづき、経営の健全性をより一層向上させるとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化に、より迅速かつ的確に対応するために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推し進めている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	108,103,921	5.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	97,895,000	4.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	85,028,000	3.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	69,929,401	3.24
株式会社りそな銀行	52,777,081	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	33,201,000	1.54
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	33,169,114	1.54
ニッセイ同和損害保険株式会社	30,961,919	1.43
明治安田生命保険相互会社	29,191,305	1.35
燈友会	27,961,309	1.30

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気・ガス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岸本 忠三	学者									○
森下 俊三	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
岸本 忠三	独立役員	当社は、当該人物の経験・識見、出身団体と当社との関係などに鑑み、社外取締役・監査役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外取締役・監査役を選任している。岸本氏は、医学研究活動における優れた業績と大阪大学総長としての組織運営における豊富な経験等から、社外取締役として適任であると考え、選任した。また、同氏は、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主（それらの業務執行者を含む）でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して独立役員に指定した。
森下 俊三	独立役員	当社は、当該人物の経験・識見、出身団体と当社との関係などに鑑み、社外取締役・監査役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外取締役・監査役を選任している。森下氏は、西日本電信電話株式会社の取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い識見等から、社外取締役として適任であると考え、選任した。また、同氏は、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主（それらの業務執行者を含む）でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して独立役員に指定した。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

岸本取締役は、平成21年度において、12回開催された全取締役会に出席した。森下取締役は、平成21年度において、同氏が当社の取締役就任後に10回開催された全取締役会に出席した。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、監査の実効性・質的向上を図っている。

監査役と内部監査部門の連携状況

年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、監査の実効性・質的向上を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
林 敏彦	学者										○
鳥越 健治	学者										○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
林 敏彦	独立役員	当社は、当該人物の経験・識見、出身団体と当社との関係などに鑑み、社外取締役・監査役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外取締役・監査役を選任している。林氏は、当社の経営に関連する分野で高い識見を有しているなど、社外監査役として適任であると考え、選任した。また、同氏は、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主（それらの業務執行者を含む）でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して独立役員に指定した。
鳥越 健治	独立役員	当社は、当該人物の経験・識見、出身団体と当社との関係などに鑑み、社外取締役・監査役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外取締役・監査役を選任している。鳥越氏は、広島高等裁判所長官を務めるなど、法曹実務家としての豊富な経験と専門的知識を有しているなど、社外監査役として適任であると考え、選任した。また、同氏は、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主（それらの業務執行者を含む）でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して独立役員に指定した。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

林監査役は、平成21年度において、12回開催された全取締役会に出席し、13回開催された全監査役会に出席した。鳥越監査役は、平成21年度において、12回開催された全取締役会に出席し、13回開催された全監査役会に出席した。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

短期的な経営成績の向上はもちろんであるが、長期的な成長や経営の安定性も重視しているため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成21年度に取締役に支払った報酬:539百万円(平成21年6月26日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の報酬を含む。)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は秘書部が、社外監査役は監査役室が、それぞれサポートしている。また、社外取締役・社外監査役に対し、会社状況全般の理解を深めるため、適宜・適切な情報提供の機会を設けている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1)当社のガバナンス体制

当社では、取締役会等により定められた社内規程に則って、業務執行を行う取締役及び取締役会において選任され、取締役会が定めた事業の執行に従事する執行役員で構成する経営会議で専門的見地から事案を精査し、取締役会で十分に審議を尽くした上で意思決定を行っている。取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成されており、子会社等を含めた当社グループ全般に関わる重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と監督機能の充実を図っている。また、当社は監査役会設置会社を選択しており、社外監査役2名を含む4名の監査役それぞれが当社グループの取締役の職務の執行を監査している。

当社は定款において、取締役27名以内とする旨及び取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めている。

(2)現状のガバナンス体制を採用している理由

企業価値最大化を図るべく、一般株主を含む株主全般の利益を確保しつつ、効率的かつ適正な経営判断と業務執行を行っていくため。

(3)社外取締役に係る事項(社外取締役の役割・機能)

社外取締役は、取締役会の一員として意思決定に参画するとともに、その識見・経験等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督している。

(4)監査役機能強化に向けた取り組み状況

当社では、監査役機能強化に向けた取組状況として、監査役関係に記載した事項のほか、取締役の指揮命令系統外の専従スタッフからなる監査役室を設置し、監査役の調査業務を補助することにより、監査役の監査機能の充実を図っている。

(5)役員の報酬等の額の決定に関する方針

各取締役の報酬額は、株主総会で承認いただいた上限額の範囲内で、取締役会の決議により、各取締役の地位および担当等を踏まえて決定している。

また、各監査役の報酬額は、株主総会で承認いただいた上限額の範囲内で、監査役の協議により、各監査役の地位等を踏まえて決定している。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の熟慮期間を確保するため、招集通知の早期発送(約4週間前)を行っている。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等の電磁的方法により議決権を行使ことができ、株式会社ICJの運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」も利用できる。
その他	招集通知の発送と同時に、招集通知(和文・英文)を当社ホームページに公開している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会(毎回約100名出席)を、毎年3回実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジア、中東の機関投資家を毎年約20社訪問。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務情報、事業報告書、有価証券報告書、アニュアルレポート、その他会社データを掲載。(URL http://www.osakagas.co.jp/ir/index.html)	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画本部 企画部、IR担当役員:取締役 北前雅人、IR事務連絡責任者:経営企画本部 IR部長 田坂隆之	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて、お客さまをはじめ、株主さま、社会、従業員などの全てのステークホルダーの価値をともに高めていく「価値創造の経営」を基本理念としている。また、「大阪ガスグループCSR憲章」および「大阪ガスグループ企業行動基準」を制定し、グループ内での徹底を図っている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要なステークホルダーとのコミュニケーション(消費者、環境分野の専門家、有識者等)を推進している。また、環境専門機関からの意見をもらい、対応策を検討、実施している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報公開に関する当社グループ内規程を策定し、積極的な情報公開を推進している。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)について定めており、その概要は以下のとおりである。

1. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および従業員は、職務の執行の前提となる情報収集・事実調査を十分にを行い、的確な事実認識のもと、職責権限に関する規程に基づき、合理的な判断を行う。
- (2) 業務執行取締役は、取締役会における適正な意思決定および監督機能の充実に図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、独立性を有する社外役員を確保するとともに、執行役員制度を採用する。
- (3) 業務執行取締役は、社長および取締役会の判断に資することを目的として経営会議を設け、経営の基本方針および経営に関する重要な事項について審議する。
- (4) 業務執行取締役は、「大阪ガスグループCSR憲章」を踏まえて、「大阪ガスグループ企業行動基準」を定め、取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、環境保全への貢献、社会貢献活動の推進、反社会的勢力との関係遮断等を図り、公正で適切な事業活動を推進する。
- (5) 業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とCSR委員会の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。
- (6) 当社グループの取締役・従業員は、当社グループにおけるコンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役または上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告し、業務執行取締役、コンプライアンス部長または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、職務の執行にあたっては、職責権限に関する規程にしたがって判断を行ったことを記載した取締役会議事録、稟議書などを作成する。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と安定供給に万全を期す。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長(当社の基本的組織単位の長)は、リスク(外部要因による危険、内部要因による危険、外部者との取引などに伴う危険)ごとに、リスク発生の可能性の未然防止、または発生した場合の損失の最小化のための対応策を講じ、損失の危険の管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理は、各基本組織および各関係会社を基本単位とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織などの制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程などを定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 前記各事項に加えて、業務執行取締役は、善管注意義務を尽くすことを前提に、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。
- (1) 当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社(中核会社)または関係会社を管理する基本組織(経営サポート組織)を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
 - (2) 当社グループ全体の法令・定款適合性及び効率性などについて、当社の監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制の整備、運用および評価を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、監査役への求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査役室を設置する。
- (2) 監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従する。

7. 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、全従業員に等しく命ぜべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
- (2) 監査役補助者の人事考課、異動、懲戒については、事前に監査役の意見を徴する。

8. 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他の監査役への報告に関する事項

- (1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに報告する。
- (2) 取締役・従業員は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況その他重要な事項を、遅滞なく報告する。
- (3) 当社グループの取締役・当社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
- (2) 監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書などの職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。

10. 運用状況の確認等

- (1) 業務執行取締役は、内部統制システムの運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役に報告する。
- (2) 業務執行取締役は、内部統制システムの評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、所要の措置をとる。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

